



こんなサービスをご利用いただけます。

介護アシスト

自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、
優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入手手続、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。
認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介*2

「家事代行」「食事宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3
※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

- *1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。
- *2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください。)に限りご利用いただけます。
- *3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただけます。

◆ 受付時間：いずれも土日祝日、年末年始を除く

- ・電話介護相談 : 9:00~17:00
- ・各種サービス優待紹介 : 9:00~17:00



0120-428-834

ご注意ください (各サービス共通)

- ・ご相談のご利用は、保険期間中に相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者といいます。)、のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
- *1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。
- *2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

〈お問い合わせ受付デスク〉

神奈川県医師扶助会

〒231-0037
横浜市中区富士見町3-1 神奈川県総合医療会館4F
TEL 045-241-3273

FAX 045-241-1351

取扱代理店

引受
保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

〈担当窓口〉横浜中央支店 金融公務課
〒220-8565 横浜市西区みなとみらい3-6-4 みなとみらいビジネススクエア6階
TEL 045-224-3519(営業時間：9:00~17:00) FAX 045-224-3520

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。
詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

0570-022808 (通話料有料) IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日午前9時15分~午後5時(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店との間で有効に締結されたご契約は、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

ご不明な点がありましたら

このパンフレットは「ゴルファー保険」(団体総合生活保険)の概要をご紹介します。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、保険金のお支払い条件、ご加入手続きその他、ご不明な点がございましたら、取扱代理店または東京海上日動火災保険(株)までご照会ください。

21-T02652 2021年9月作成

公益 神奈川県医師会 社団法人

会員の先生およびご家族の皆様へ

大好評

ゴルファー保険

のご案内

(正式名称：団体総合生活保険)

37%割引

(団体割引・大口団体契約割引)
一般でご加入されるより
保険料が割安です!



ホールインワン補償

ゴルフをなさる先生、 ご家族のための保険ができました!

◆ 例えばこんな場合でも、**ゴルファー保険**なら安心です。



ゴルフ中にスイングした拍子に
転んでケガをした。



ゴルフ中に同伴者にケガを
させてしまった。



ゴルフクラブが曲損してしまった。



ホールインワンを達成して
祝賀会等の費用を負担した。

中途加入も
随時受け付けて
おります。

保険期間 2021年12月1日(水)午後4時から
2022年12月1日(木)午後4時までの1年間

申込締切日 2021年11月15日(月)まで

現在ご加入の方につきましては、上記の募集期間終了までにご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の改定後の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。今年度の募集パンフレット等に記載の内容にて更新される方につきましては、特段のご加入手続きは不要です。新規ご加入の方、変更を希望される方は、「加入依頼書」の必要事項をご記入・ご署名のうえ、取扱代理店へご提出ください。
今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容・保険料等の主な改定点は別紙のとおりとなりますので、今年度の募集パンフレット等とあわせてご確認ください。

団体契約者／公益社団法人 神奈川県医師会 集金事務／神奈川県医師扶助会

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社

ホールインワン補償

ゴルフ保険の特長

団体契約
ならではの!

1 一般の加入より **約37%割引** でご加入いただけます。
※団体割引30%・大口団体契約割引10%(大口団体契約割引は、基本補償の保険料にのみ適用となります。)

2 ゴルフに関する様々なリスクから皆様をお守りします。

3 ホールインワン・アルバトロス費用は100万円まで補償します。

注目

補償内容

基本補償 国内外を問わず補償

日本国内外を問わず、ゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内でゴルフの練習、競技または指導中に「急激かつ偶然な外来の事故」によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。



死亡・後遺障害保険金

ケガで死亡されたり後遺障害が生じたときに、保険金をお支払いします。

入院保険金 手術保険金

ケガで入院(*1)や手術(*2)をしたときに、保険金をお支払いします。

通院保険金

ケガで通院したときに、保険金をお支払いします。
※事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。
※1事故について90日を限度とします。

プラス
+

(*1) 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について180日を限度とします。
(*2) 事故の日から180日以内に受けた手術に限ります。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

基本補償セット特約

個人賠償責任

国内外を問わず補償

日本国内外を問わず、ご本人*1が行なうゴルフの練習、競技または指導中に他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったときや国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)*2を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

※第三者に対する賠償責任については、日本国内での事故(訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行ないます。
*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。
*2 携帯電話、ノート型パソコン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。

ゴルフ用品の損害 (携行品)

国内外を問わず補償

日本国内外を問わず、ゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で、ゴルフ用品に生じた次の損害について、保険金をお支払いします。

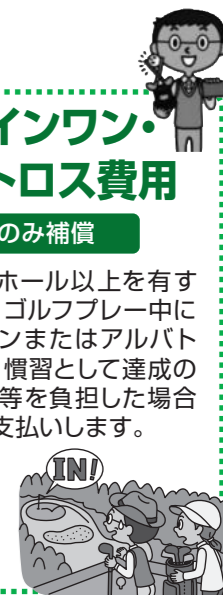
- ① ゴルフ用品の盗難(ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限ります。)
- ② ゴルフクラブの破損・曲損

ホールインワン・ アルバトロス費用

国内のみ補償

日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場で、ゴルフプレー中にホールインワンまたはアルバトロスを達成し、慣習として達成のお祝い費用等を負担した場合に保険金をお支払いします。

※ホールインワンの証明として東京海上日動が求める証明書・映像等をご提出いただけます。



保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

ご加入プラン別の保険料と保険金額について

(保険期間:1年間、職種級別:A)

◆ ゴルフ中のみ限定プラン

一時払

先生ご自身、ご家族の皆さま向けの補償プランです。

ご加入タイプ		G1
		ゴルファー個人型(*2)(ゴルフ中限定)
一時払保険料		10,260円
保険金額	死亡・後遺障害(ゴルフ中のみ)	1,000万円
	入院保険金日額(ゴルフ中のみ)	6,000円
	手術保険金(ゴルフ中のみ)(*1)	入院保険金日額の5倍(外来の場合)、10倍(入院中の場合)
	通院保険金日額(ゴルフ中のみ)	3,000円
	個人賠償責任補償(ゴルフ中のみ)	国内:1億円/国外:1億円
	ゴルフ用品(免責金額:0円)	30万円
	ホールインワン・アルバトロス費用	100万円

◆ 24時間補償プラン

月払

(用品・ホールインワン特約付)

団体傷害総合保険の<先生ご本人、ご家族プラン>*1に<ゴルフ用品の損害><ホールインワン・アルバトロス費用>の補償を加えたプランもご用意いたしました!
※プランの詳細は青いパンフレットをご覧ください。

ご加入タイプ	GA1	GA2	GB1	GB2
	ゴルファー付傷害個人型	ゴルファー付傷害家族型	ゴルファー付傷害個人型	ゴルファー付傷害家族型
月払保険料	7,460円	23,700円	3,150円	8,530円
保険金額	死亡・後遺障害		3,000万円	
	入院保険金日額		15,000円	
	手術保険金(*1)		入院保険金日額の5倍(外来の場合)、10倍(入院中の場合)	
	通院保険金日額		10,000円	
	個人賠償責任補償(家族型・保険金額1億円)付帯/天災危険補償特約(傷害用)付帯/特定感染症危険補償特約付帯)		3,000円	
	ゴルフ用品(免責金額:0円)		30万円(個人型)(*2)	
ホールインワン特約		100万円(個人型)(*2)		

注:24時間補償プランの保険料は保険の対象となる方ご本人の職種級別によって異なります。上記保険料は職種級別A(医療従事者、事務従事者等、職種級別B以外)の方を対象としたものです。職種級別B(自動車運転者、建設作業員、農林業作業員、漁業作業員、採鉱・採石作業員、木・竹・草・つる製品製造業者)の方は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。なお、家族型の場合、保険の対象となる方ご本人が職種級別Bに該当するときは、他の方を保険の対象となる方ご本人とすることにより、保険料が安くなる場合がありますので、詳しくはパンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

(*1) 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

(*2) 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方へのみの補償となります。

ホールインワンの達成につきましては、同伴競技者のほか複数名にご証明いただく必要があり、特にキャディを帯同せずにプレーされた場合には、保険金のお支払対象外となる場合がございます。